

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

渋川市

### 2 構造改革特別区域の名称

日本のまんなか渋川フルーツ酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

渋川市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢と気候

渋川市は、日本そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあたり、古くから交通の要衝として栄え、豊富な水資源を活かした工業、山地の開拓による農業や、首都圏の奥座敷となる名湯伊香保温泉を核とした観光業などを主要産業としてきた。

平成18年に1市1町4村が合併して誕生した本市は、南側は県都前橋市に隣接し、東京都心まで120km（高速道路（関越自動車道渋川伊香保IC）利用で約2時間、JR上越線及び新幹線利用で約1時間10分）の距離にある。主な交通網としては、JR上越線、JR吾妻線の2路線が通り、渋川市にはJR上越線の4駅、JR吾妻線の4駅がある。また道路としては、南北に関越自動車道と国道17号、東西に国道353号が通り、関越自動車道には渋川伊香保ICと赤城ICがある。地形は赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね1,400m以上となる起伏に富んだ地形を有し、地区の大半が自然的土地利用で占められている。

気候は、年間平均気温14.6度前後、年間降水量1,061mm程度で、山間部では降雪がみられるものの、市街地ではほとんど降雪はなく、1年を通じて過ごしやすい地域である。

総面積は240.4km<sup>2</sup>で、その広がりには東西に約25km、南北に約15kmとなっている。

#### (2) 人口と世帯

本市の総人口は、平成7年10月の91,162人（合併1市1町4村の合計）をピークに減少傾向で推移し、平成20年4月現在では86,353人となっている。

一方世帯数は増加傾向にあり、平成7年10月の27,771世帯から平成20年4月現在の30,769世帯となっているため、世帯の構成人員は減少

傾向にあり、平成7年10月の3.28人から平成20年4月現在の2.81人まで減少しており、核家族世帯やひとり暮らし世帯が増加している。

また、年齢3区分別の人口では、総人口に占める高齢者人口の割合が増加している反面、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少している少子高齢化の人口構造となっている。

### (3) 産 業

本市の産業別就業者数の合計は43,248人(平成17年国勢調査)で、第1次産業が8.5%、第2次産業が29.5%、第3次産業が62.0%となっており、群馬県全体平均と比較し、第1次産業及び第3次産業の割合が高い。

商業については郊外大型店の増加に伴う中心市街地の空洞化が進展し、商店数・従業員数・年間商品販売額ともに減少している。

工業については製品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数や従業員数は微増にとどまっており、企業進出の伸び悩みが見られる。

農業については農家数は横這いとなっているが、農家人口や販売農家数に大幅な減少が見られる。これは後継者不足や新規就農者の減少、農業を生業としない自給的農家の増加によるものと考えられるが、一方で水はけの良い山麓の傾斜地で栽培される「こんにゃく」の生産量は日本一を誇り、その他りんご・うめ・ブルーベリー・いちご・ぶどう・ゆず・いちじく・さくらんぼなどの果樹栽培も盛んで、伊香保温泉を訪れる観光客への魅力になりつつある。

### (4) 課 題

本市は首都圏からほぼ100km圏に位置し、工業や農業、観光業を核とした産業が発展してきたが、工業立地における地域間競争や少子高齢化に伴う農業を取巻く環境の変化、バブル経済の崩壊や旅行形態の変化による観光客の減少などにより、産業構造が急激に変化しており、その対応が求められている。

とりわけ農業においては、後継者不足や農産物価格の低迷、原油高による経費の高騰などにより農業者離れが危惧され、喫緊の課題となっている。このような現状の中、「自給自足」「地産地消」「グリーンツーリズム」「山村回帰」等が提唱され注目を集めており、農業を超えた連携による取り組みにより、農業の再生が期待されている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 小規模農家の持続的経営に向けたモデルケース

規制の特例措置を活用することにより、本市の山間傾斜地で生産される特産果実を使用しての少量酒類製造が可能となり、小規模農家による安定収入の確保や特産品の創出、就農意欲の向上など、地方小規模農家の持続的経営に向けたモデルケースを構築する。

(2) 首都圏近郊観光地の特区活用による相乗効果事例へ

本市は名湯伊香保温泉を抱える観光地として、都心からの観光では日帰り圏と宿泊圏といった両方を併せ持つ地域であるが、地域の活性化のためには観光地の魅力向上、回遊スポットの増加などにより、市内での滞在時間を増やし、最終的には宿泊客の増加へとシフトする施策が必要である。この施策を達成するためには、観光を多面的に捉え、多様なメニューを揃えることが必要であるが、その重要なメニューとしてグリーンツーリズムが挙げられる。農業を切り口とした取り組みは多方面への波及効果が見込まれ、見る・体験する(交流する)・食べる(飲む)・癒すといった観光客の要求を満たす。本市では規制の特例措置を活用することにより、上記(1)の取り組み事業効果のみでなく、相乗効果による観光地活性化に取り組むことが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の農業の再生を第1の目標とし、新事業による販路拡大や収入の安定化を促進することにより、就農意欲の向上や後継者不足問題の解消を図る。

第2の目標として、果実酒やリキュールの製造所が点在することにより、観光地としての魅力向上につなげ、首都圏からの観光客の増加や交流人口の増加を図る。

これらの事業を継続して展開し、首都圏観光客はもとより、市民に対しても渋川市のイメージアップを図っていくことにより、市民が誇れる・観光客が憧れるまち渋川となり、市民が一体となって観光客を受け入れながら、定住人口の増加へとつなげ、市域全体が活性化していくことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農業関係者にとっては新たな事業拡大の契機や販路拡大・収入安定化の一助となる選択肢が増え、就農意欲の向上につながる。更に観光事業との相乗効果によるツーリズム・地域ブランド化も期待され、本市を訪れる観光客(交流人口)の増加につながる。

【経済的社会的効果の目標指標】

(1) 果実酒・リキュール製造事業者数

| 項目         | 目標値(平成21年度) | 目標値(平成24年度) |
|------------|-------------|-------------|
| 当該酒造免許取得者数 | 1件          | 3件          |

(2) 農業従事者数・農地集積面積

| 項目                       | 現状値(平成18年度)    | 目標値(平成24年度)    |
|--------------------------|----------------|----------------|
| 認定農業者数                   | 236人           | 249人           |
| 認定農業者への農地集積率<br>(農地集積面積) | 23.0%<br>536ha | 32.0%<br>622ha |

(3) 観光客入込数

| 項 目  | 現状値(平成 18 年度) | 目標値(平成 24 年度) |
|------|---------------|---------------|
| 観光客数 | 4 8 5 万人      | 5 0 0 万人      |
| 宿泊者数 | 1 2 1 万人      | 1 3 0 万人      |

8 特定事業の名称

7 0 9 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農業者に対する支援

新規就農者や新たに酒類製造事業に取り組む果実等の生産者に向けた支援制度の創出、充実を図る。

(2) 観光事業等との連携

観光協会、旅館組合、物産振興協会、農協等と連携し、各種イベントと組み合わせ、周知・販売・誘客を図る。

(3) P R 活動の推進

ホームページや広報を活用した情報提供や、マスコミ等への情報提供を積極的に行い、「日本のまんなかフルーツ酒特区：渋川」のイメージ浸透を図るとともに、製造者の情報提供も行っていく。

(4) 地域ブランド化の研究・推進

「渋川に来なければ買えない」「渋川のレストランでないと飲めない」「渋川で宿泊すると飲める」といったブランド化について、関係者と協議・研究を行っていく。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（りんご・ブルーベリー・ぶどう）を原料とした果実酒又は地域の特産物（りんご・うめ・ブルーベリー・いちご・ぶどう・ゆず・いちじく・さくらんぼ）を原料としたリキュール（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

渋川市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、果実酒またはリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒またはリキュールを製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるりんご・ブルーベリー・ぶどうを原料とした果実酒又はりんご・うめ・ブルーベリー・いちご・ぶどう・ゆず・いちじく・さくらんぼを原料としたリキュール（特産酒類）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、新事業や販路拡大、地域ブランドの創設にもつながり、農業者や製造者の活性化につながる。

さらに、伊香保温泉を核とする観光事業との連携により、グリーンツーリズムを含めた観光・交流人口の増加、地産地消といった相乗効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。